

マイナンバーの利用が始まっています!

今年の1月から役場等の窓口でさまざまな手続きを行う際に、マイナンバーの記載が必要になりました。また、手続きの際には“なりすまし”等の不正を防ぐために必ず本人確認(個人番号と身元の確認)も行いますので、下記の書類をお持ちください。



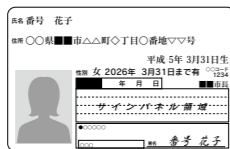
場所	担当課	担当係	手続き
保健福祉センター	保健福祉課 ☎ 76-3185	福祉係	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳に関する手続き 自立支援給付・医療に関する手続き 障害児通所給付に関する手続き 補装具費支給の申請手続き 地域生活支援事業に関する手続き 特別児童扶養手当に関する手続き 精神障害者保健福祉手帳に関する手続き 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する手続き
		健康づくり係	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠の届出
		介護保険係	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の認定および給付に関する手続き
役場庁舎	住民課 ☎ 76-5401	住民係	<ul style="list-style-type: none"> 転入、転居など住所の異動に関する手続き 戸籍の届出により氏名などが変更となる手続き ※マイナンバーの記載ではなく、カードの記載事項を変更する必要がありますので、カードをお持ちください。
		国保年金係	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険に関する手続き 後期高齢者医療に関する手続き
	税務課 ☎ 76-5402	各係共通	<ul style="list-style-type: none"> 納税管理人の申請、変更申請
		課税係	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税減免申請 たばこ税申告 国民健康保険税賦課徴収に関する申告、報告 住民税申告(H29年度課税分の申告から必要)
		収税係	<ul style="list-style-type: none"> 徴収猶予の申請(H28.4.1以降の申請に必要)
		資産税係	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産に関する申告 固定資産税減免申請
子育て支援課 ☎ 76-5412	子ども係	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当に関する手続き 児童扶養手当に関する手続き 未熟児養育医療に関する手続き 母子父子(寡婦)福祉資金貸付に関する手続き こども園、保育所等申請に関する手続き 	
企画財政課 ☎ 76-5409	財政係	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税(寄附金)納付者の市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請に関する手続き(ワンストップ特例) 	

※必要な手続きは、変更される場合があります。

● 主な本人確認の方法 ※カードはイメージです

個人番号カードを持っている場合

個人番号カードのみで本人確認ができます



個人番号カードを持っていない場合

通知カード + ① または ②

- ① 顔写真付きの公的機関等が発行したもの(パスポートや運転免許証など)
- ② 顔写真のない公的機関等が発行したもの2つ(国民健康保険証や社会保険の保険証、年金手帳など)

● 本人の代理人が手続きを行う場合、以下の書類がすべて必要になります

- 代理権の確認 → 委任状(法定代理人の場合は資格を証明する書類)
- 代理人の身元確認 → ①または②
- 本人の番号確認 → 本人の個人番号カード(写し可)、本人の通知カード(写し可)、本人の個人番号が記載された住民票の写しなどいずれか1つ

※上記に示す本人確認書類をお持ちでない方、各種手続きについての詳細は担当課へお問い合わせください。

～ 詳しく知りたいマイナンバー ～

■ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (無料)
午前9時30分～午後10時
(土日祝日は午後5時30分まで)

■ 内閣官房マイナンバーサイト
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

4月から軽自動車税が引き上げられます

国の税制改正により、軽自動車税の税額が変わります。また、平成27年度中に新規登録された排ガス・燃費性能に優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車に対して、平成28年度に限りグリーン化特例(税額の軽減)が適用されます。



【平成28年度から税額が変わるもの】

車種区分		税率(年税額)		
		平成27年度まで	平成28年度から	
多古町ナンバー	原付	50cc以下	1,000円	2,000円
		50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
		90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	小型特殊	ミニカー	2,500円	3,700円
		農耕作業用 その他	1,600円 4,700円	2,400円 5,900円
その他のナンバー	軽二輪(125cc超 250cc以下)	2,400円	3,600円	
	小型二輪(250cc超)	4,000円	6,000円	

【新車登録日(自動車検査証の初度検査年月)によって税額が変わるもの】

車種区分		税率(年税額)		
		現行税額 (平成27年3月31日までに新車登録をした車両)	標準税額 (平成27年4月1日以降に新車登録をした車両)	重課税額 (新車登録から13年を経過した車両)
軽三輪車		3,100円	3,900円	4,600円
軽四	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

■ 【グリーン化特例税率(平成28年度のみ)】

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車登録した車両のうち、グリーン化特例の対象となる車両

車種区分	標準税額	電気自動車 天然ガス自動車 (ポスト新長期規制から窒素酸化物10%低減車)	ガソリン車・ハイブリット車 (平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る)	
			●乗用の場合 平成32年度燃費基準+20%達成車 ●貨物の場合 平成27年度燃費基準+35%達成車	●乗用の場合 平成32年度燃費基準達成車 ●貨物の場合 平成27年度燃費基準+15%達成車
軽三輪車	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
軽四	乗用	自家用	10,800円	5,400円
		営業用	6,900円	3,500円
	貨物用	自家用	5,000円	2,500円
		営業用	3,800円	1,900円

※ポスト新長期規制は、ディーゼル車等において平成21年以降に適用される排ガス規制をいいます。
※性能等により、概ね25%～75%の減税になります。

★ 廃車・変更の届出は3月中にお願いします。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されますので、「廃棄処分してある」「亡くなった人の名義になっている」などの変更がある場合は、必ず3月中に変更の手続きを行ってください。

多古町ナンバー以外の軽自動車の手続きは役場ではできません。詳しくはお問い合わせください。

★ 軽自動車税は、4月中旬に町から各所有者へ納税通知書が発送され、5月2日(月)が納付期限です。

お問合せ ● 税務課課税係 ☎ 76-5402